

平成二十七年九月臨時教育委員会会議録

鳴門市教育委員会 九月臨時教育委員会は九月十六日招集告示

九月十七日十三時 市分庁舎教育委員会会議室で開会 同日十四時三十四分閉会した

一、出席者

教育長 安田教育長

委員 寺田委員 巽委員 小松委員

事務局職員 荒川教育次長 天満教育総務課長 西條教育総務課副課長

その他職員 竹下学校教育課長 三栖生涯学習人権課長

一、傍聴者 なし

一、会議は 教育長が議事を進行した

一、議事の内容は次のとおりである

一、議案第五十八号 教育長への臨時代理の委任について

一、教育長は 十三時 九月臨時教育委員会の開会を宣した

一、教育長は会議録の朗読を事務局に求めた

西條教育総務課副課長は 九月定例教育委員会の会議録を朗読した

一、教育長は会議録の承認について諮り 全委員異議なく承認した

一、教育長は 報告第四号 小学校教諭による不適切な指導について 及び 議案第五十八号 教

育長への臨時代理の委任については 対象児童や保護者のプライバシー保護の観点と 人事に関する内容を含むことから 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第十四条第七項ただし書

の規定により 会議を非公開にしたい旨 提案し 全委員異議なく承認した

一、教育長は 報告第四号 小学校教諭による不適切な指導について 事務局に説明を求めた

竹下学校教育課長は 本件について 経緯と現状 及び今後の予定について 説明した

一、異委員は 所用のため退出した

一、教育長は 教育長及び教育委員の過半数が出席し 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項の規定による 議決の要件を満たすため 議事を継続する旨 説明した

一、教育長は 議案第五十八号 教育長への臨時代理の委任について 事務局に説明を求めた

竹下学校教育課長は 本件について 先の報告第四号に関連して 鳴門市教育委員会職員の人  
事異動が想定されているが 鳴門市教育委員会教育長に対する事務委任及び臨時代理規則によ  
り 所管する職員の任免その他に関する事務は 教育長に委任できないことから 関係機関と  
の調整後 速やかに対応するため 教育長が事務を臨時に代理したい旨 説明した

一、教育長は 議案第五十八号について諮り 協議の結果 全委員異議なく承認した

一、教育長は 十四時三十四分 閉会を宣した

一、その他の事項は次のとおりである

一、教育長は 十月定例教育委員会を 十月七日十九時から 開催することを確認した